

藤井寺市議会情報セキュリティ基本方針

1 目的

この基本方針は、情報セキュリティに関する基本方針を定め、藤井寺市議会（以下「議会」という。）が保有する情報資産を適切に管理することを目的とする。

2 定義

(1)ネットワーク

コンピュータ等を相互に接続するための通信網、その構成機器（ハードウェア及びソフトウェア）をいう。

(2)情報システム

コンピュータ、ネットワーク及び電磁的記録媒体で構成され、情報処理を行う仕組みをいう。

(3)情報セキュリティ

情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。

(4)機密性

情報にアクセスすることを認められた者だけが、情報にアクセスできる状態を確保する事をいう。

(5)完全性

情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保する事をいう。

(6)可用性

情報にアクセスすることを認められた者が、必要な時に中断されることなく、情報にアクセスできる状態を確保する事をいう。

3 対象とする脅威

議員は、情報資産に対する脅威として、次に掲げる脅威を想定し、情報セキュリティ対策を実施する。

(1)不正アクセス、ウイルス攻撃等のサイバー攻撃、部外者の侵入等の意図的な要因による情報資産の漏えい、破壊、改ざん及び消去、重要情報の詐取等

(2)操作・設定ミス、メンテナンス不備、機器故障等の非意図的な要因による情報資産の漏えい・破壊・消去等

(3)地震、落雷、火災等の災害による活動の停止等

(4)大規模・広範囲にわたる疾病による機能不全等

(5)電力供給の途絶、通信の途絶等のインフラの障害からの波及等

4 適用範囲

(1)組織の範囲

本基本方針が対象とする情報資産は、本市議会が取り扱う次のものとする。

ただし、市長が議会事務局職員の使用に供する情報資産については、その取扱いは藤井寺市情報セキュリティポリシーに従うものとし、本方針の適用範囲外とする。

(2)情報資産の範囲

ア ネットワーク及び情報システム並びにこれらに関する設備及び電磁的記録媒体

イ ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報又は文書

5 議員の遵守義務

議員は、情報セキュリティの重要性についての認識を持ち、業務の遂行に当たって、情報セキュリティ基本方針を遵守しなければならない。

6 情報セキュリティ対策

(1) 組織体制

本市議会の情報資産について、情報セキュリティ対策を推進する組織を幹事長会とする。

(2)インターネット接続においては、情報セキュリティ対策を講じるよう努める。

(3)物理的セキュリティ

情報システムを設置する施設等の管理について、物理的な対策を講じる。

(4)人的セキュリティ

情報セキュリティに関し、啓発を行う等の人的な対策を講じるよう努める。

(5)技術的セキュリティ

コンピュータ等の管理、アクセス制御、不正プログラム対策、不正アクセス対策等の技術的対策を講じるよう努める。

(6)運用

情報資産に対するセキュリティ侵害が発生した場合等に迅速かつ適正に対応するための体制を整える。

(7)評価・見直し

情報セキュリティ基本方針の遵守状況を検証するため、必要に応じて自己点検を実施し、運用改善を行い、情報セキュリティの向上を図るとともに、情報セキュリティ基本方針の見直しが必要な場合は、適宜見直しを行う。

7 情報セキュリティ基本方針の見直し

情報セキュリティ基本方針の見直しが必要となった場合及び情報セキュリティに関する状況の変化に対応するため新たに対策が必要になった場合には、保有する情報及び利用する情報システムに係る脅威の発生の可能性及び発生時の損失等を分析し、リスクを検討したうえで、情報セキュリティ基本方針を見直す。

附 則

この方針は、令和8年4月1日から施行する。